

# 報 道 資 料

平成22年12月24日

消費・生活安全課

食品安全推進係

担当：姫野・村田

内線：3181・3185

## 食品衛生法違反事件について

～ 中国産の冷凍野菜から残留農薬を検出 ～

奈良県食品衛生監視指導計画に基づき、県内で生産・流通している食品を収去検査し、安全確認を行っていますが、下記のとおり食品衛生法違反が判明しましたので、お知らせします。

なお、今回違反のあった食品を通常の食生活において食べる量では、健康に影響を及ぼすおそれはありません。

### 1 違反食品

名 称	冷凍カット野菜（有機チンゲン菜カット）
包装形態	合成樹脂製袋入り
内 容 量	500g
賞味期限	2012.06.15
原産国名	中 国
輸 入 者	----- 東京都港区

### 2 違反内容

食品衛生法第11条第3項違反

ジフェノコナゾール（農薬：殺菌剤）を残留基準値を超過して検出

基準値：0.01ppm 検出値：0.42ppm

### 3 収去年月日 平成22年12月15日（県立学校で収去）

4 収去機関 郡山保健所  
検査機関 保健環境研究センター

### 5 措 置 輸入者を所管する港区へ通報

### ※ 参 考

ジフェノコナゾール：殺菌剤

りんごやなしの黒星病や赤星病等に使用される。

国内では、野菜・果実等の種類により0.01ppmから10ppmまで基準が設定されています。